

第4章. 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

加賀市の歴史的風致は、城下町大聖寺や3つの温泉地、工芸品製造の集積、日本海に向かって広がる港町、市内を流れる河川の流域と様々な地域において形成されている。

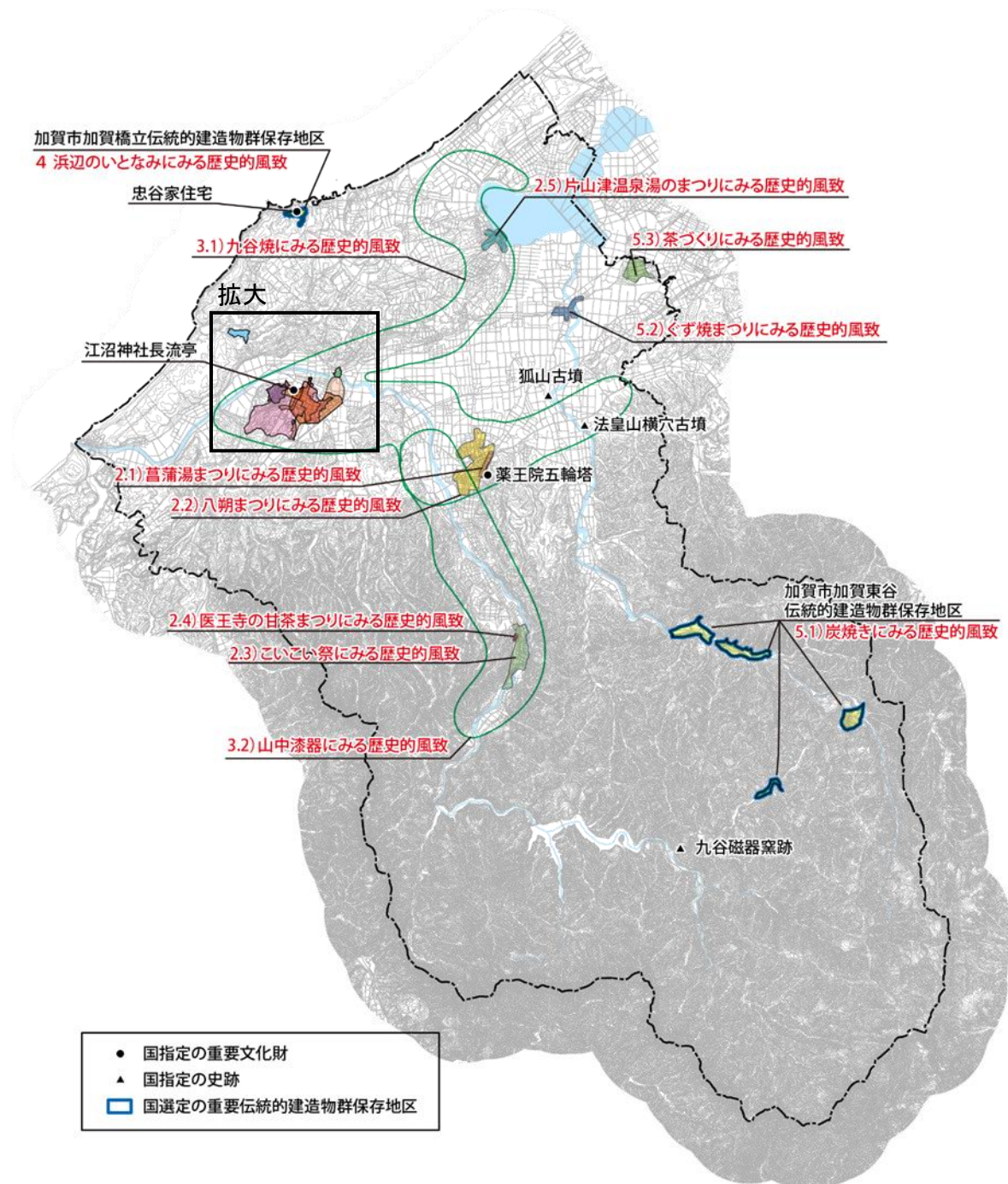
各地域の歴史的風致をみると、加賀市の中心市街地として栄えた城下町大聖寺は、その起源を大聖寺藩の創設前後で大きく分けることができる。大聖寺藩以前のものとしては、歴代の大聖寺城主等の信仰を集めた菅生石部神社すげういそべの祭事「御願神事」ごがんしんじ「敷地天神講」しき ちてんじんこうに関するもの、前田家以前の大聖寺城主である山口玄蕃をしのぶことに始まる「山口玄蕃供養祭」に関するものがあり、地域住民によって継続されている。また、大聖寺藩創設後のものとしては、藩主が推奨し現在も人々に親しまれている「お松囃子」まつばやし「坂網獵」さかあみ「茶の湯」、また、交通や産業の中心として発展した城下町の賑わいを象徴する「十万石まつり」や産業振興や五穀豊穡を祈願する「桜まつり」に関するものがあり、加賀市を象徴する祭りとして継続されている。

山代温泉、山中温泉、片山津温泉の3温泉地は、温泉の恵みによる人々の集積と祭りからみるものであり、山代温泉の「菖蒲湯まつり」「八朔まつり」、山中温泉の「こいこい祭」「医王寺の甘茶まつり」、片山津温泉の「湯のまつり」が、現在の温泉の賑わいととともに継続されている。また、加賀市や石川県を代表する工芸品である「九谷焼」や「山中漆器」の産業集積は、原材料となる石や木材の入手のしやすさから始まっており、現在は製造だけでなく、人々の暮らしのなかに浸透し、温泉等の観光客のみやげ物等としても扱われている。

水辺に関するものとしては、浜辺では北前船で栄えた橋立等のまちなみが残し、「港まつり」「出水神社祭礼」が継続されている。また動橋川の川辺では、上流では豊かな森林資源を活かした「炭焼き」などの暮らし、中～下流では流域に生息するドンコ（動橋地区の方言で「ぐず」）にまつわる「ぐず焼きまつり」、加賀棒茶として愛好される「茶づくり」が継続されている。

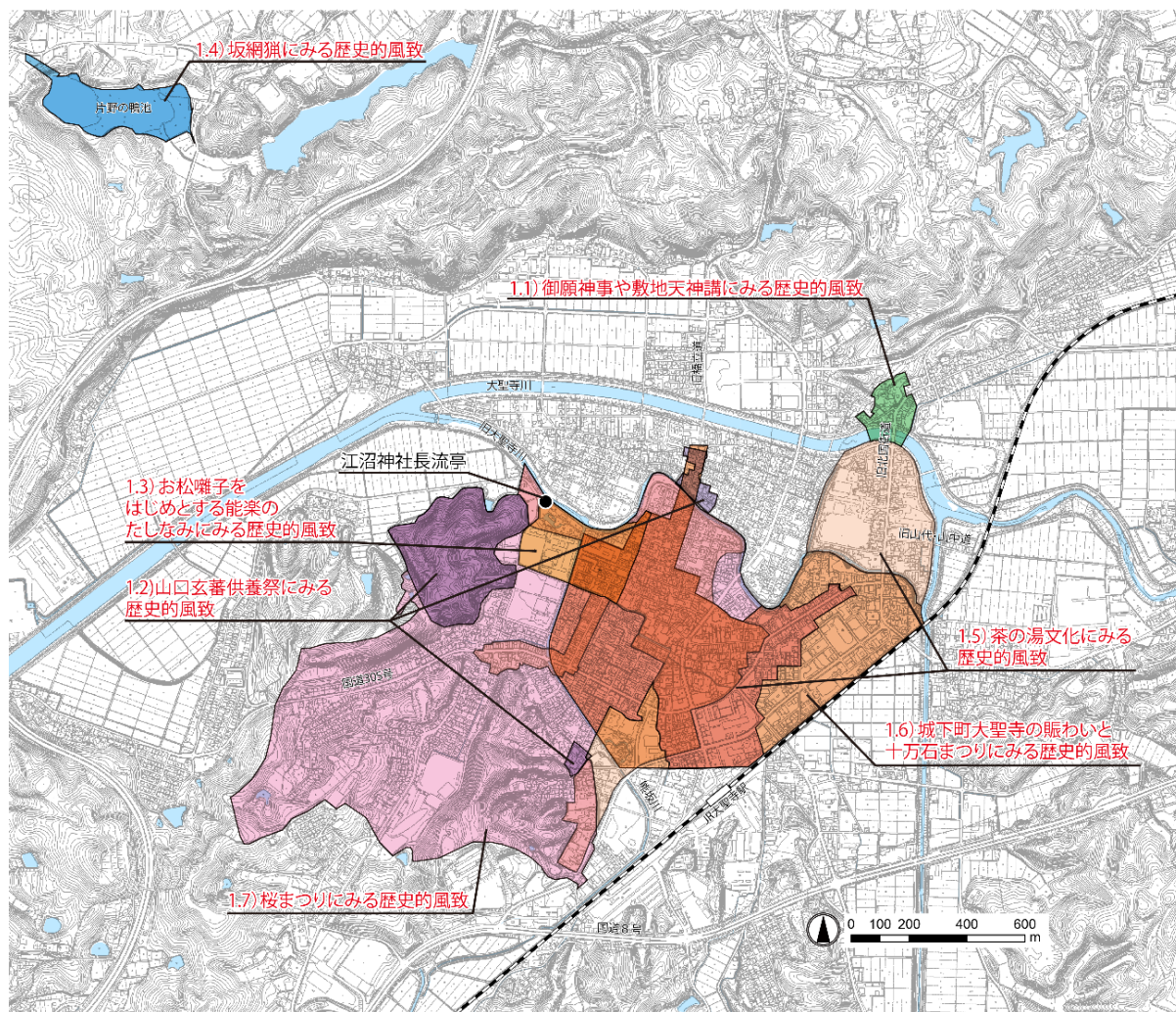
これらの人々の活動と歴史上価値の高い建造物、及び、その周辺地域とが一体となって形成している加賀市を代表する歴史的風致については、第2章「加賀市の維持向上すべき歴史的風致」として次の5つを選定している。

1. 城下町大聖寺にみる歴史的風致
 - 1) 御願神事や敷地天神講にみる歴史的風致
 - 2) 山口玄蕃供養祭にみる歴史的風致
 - 3) お松囃子をはじめとする能楽のたしなみにみる歴史的風致
 - 4) 坂網獵にみる歴史的風致
 - 5) 茶の湯文化にみる歴史的風致
 - 6) 城下町大聖寺の賑わいと十万石まつりにみる歴史的風致
 - 7) 桜まつりにみる歴史的風致
2. 温泉文化にみる歴史的風致
 - 1) 菖蒲湯まつりにみる歴史的風致
 - 2) 八朔まつりにみる歴史的風致
 - 3) こいこい祭にみる歴史的風致
 - 4) 医王寺の甘茶まつりにみる歴史的風致
 - 5) 片山津温泉湯のまつりにみる歴史的風致
3. 「ぐち」なものづくり文化にみる歴史的風致
 - 1) 九谷焼にみる歴史的風致
 - 2) 山中漆器にみる歴史的風致
4. 浜辺のいとなみにみる歴史的風致
5. 大聖寺川・動橋川流域の生活文化にみる歴史的風致
 - 1) 炭焼きにみる歴史的風致
 - 2) ぐず焼まつりにみる歴史的風致
 - 3) 茶づくりにみる歴史的風致



歴史的風致の分布図

第4章 重点区域の位置及び区域



歴史的風致の分布図（大聖寺周辺）

2. 重点区域設定の考え方

重点区域は、これからの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域である。

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域設定の土地の区域要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「文化財保護法の規定により選定された重伝建地区内の土地」とあり、これらを含む区域である必要がある。

加賀市内において、重点区域の要件を満たす重要文化財等の建造物又は重要伝統的建造物群保存地区は、下表のとおりである。

重点区域設定の土地の区域の要件を満たす重要文化財建造物等

重要文化財		
江沼神社長流亭 (大聖寺)	薬王院五輪塔 (山代温泉)	忠谷家住宅 (橋立)
史跡		
九谷磁器窯跡 (九谷町)	狐山古墳 (勅使・分校)	法皇山横穴古墳 (勅使・分校)
重要伝統的建造物群保存地区		
加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区 (橋立)	加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区 (東谷)	

第4章 重点区域の位置及び区域

加賀市の歴史的風致は第2章にて5つを選定しているが、なかでも加賀市の代表的な歴史的風致として維持向上すべき重点区域の設定の考え方として、歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域の要件を満たす建造物が立地しており、当該区域周辺の地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している範囲であり、重点区域での事業を重点的に実施することによって、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図れる範囲とする。

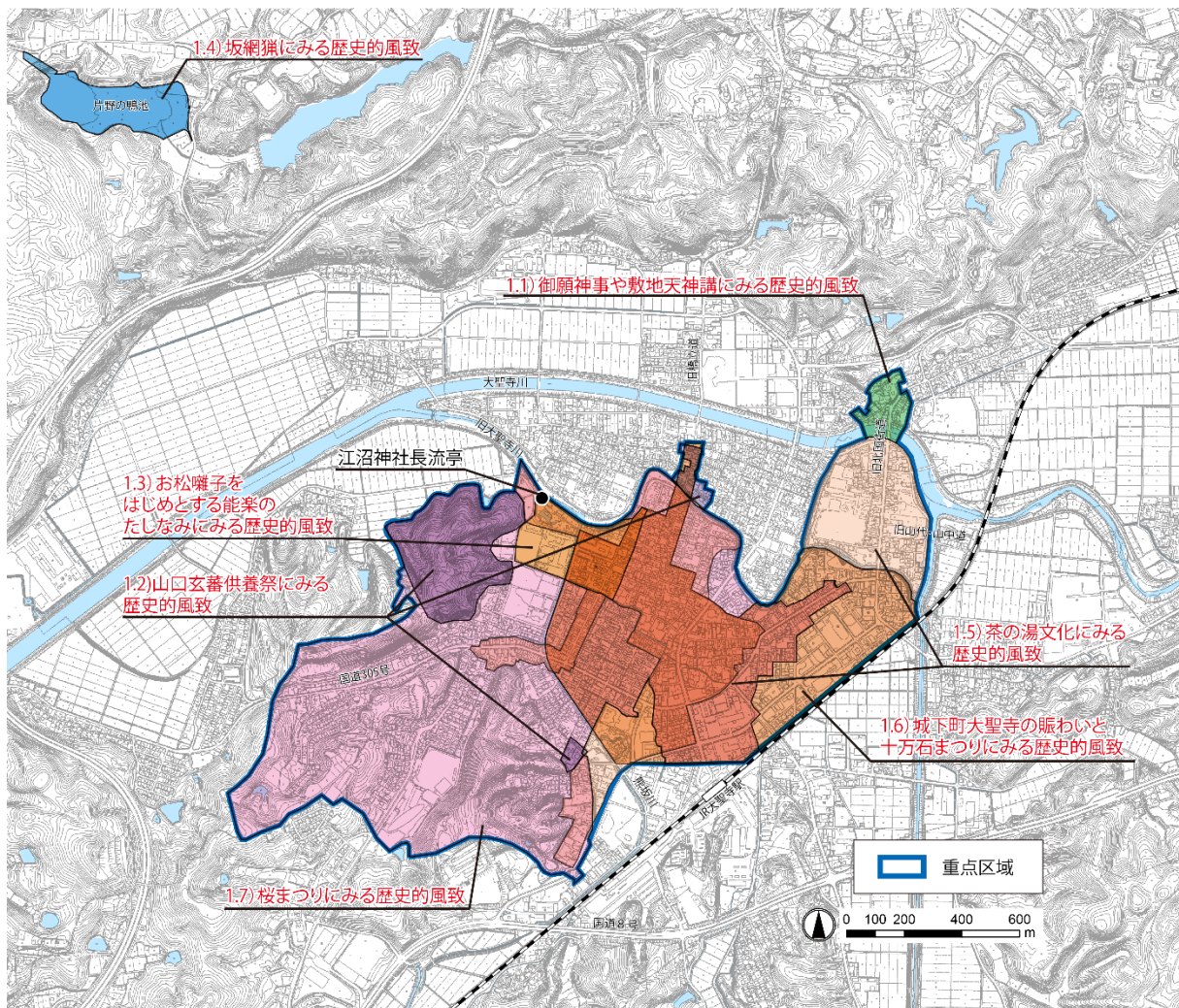
上記の考え方に基づき、「城下町大聖寺にみる歴史的風致」において、「御願神事や敷地天神講にみる歴史的風致」「山口玄蕃供養祭にみる歴史的風致」「お松囃子をはじめとする能楽のたしなみにみる歴史的風致」「茶の湯文化にみる歴史的風致」「城下町大聖寺の賑わいと十万石まつりにみる歴史的風致」「桜まつりにみる歴史的風致」の6つの風致が重なり、かつ、国指定の重要文化財である江沼神社長流亭を中心とした地域を「城下町大聖寺区域」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

これらの区域においては、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法や景観法又は屋外広告物法等に基づく規制、その他町屋再生事業等の施策によって、維持向上を図ってきたところである。さらに、地域住民による伝統的な行事、祭礼、町並みの継承活動が行われるなど、歴史的風致の維持向上を図る努力を続けてきたところである。

しかしながら、生活様式の多様化や少子高齢化等により、価値の高い歴史的建造物の維持が困難になっていること、活動の主体となっている地域団体が弱体化し、伝統的な行事・祭礼やまちづくりの担い手が不足するなど、加賀市固有の歴史的風致が失われつつある。

重点区域においては、文化財や歴史的建造物等とそれらに結び付いた人々の活動の維持や発展に重点的に取り組み、当該区域の歴史的風致の維持向上を効果的に推進するものとする。また、これらを通じて、その他の歴史的風致の維持向上にも効果を波及させ、ひいては加賀市全般の歴史的・文化的魅力の向上を目指すものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、加賀市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が新たに生じた場合等に随時見直しを行うものとする。



歴史的風致と重点区域の位置図

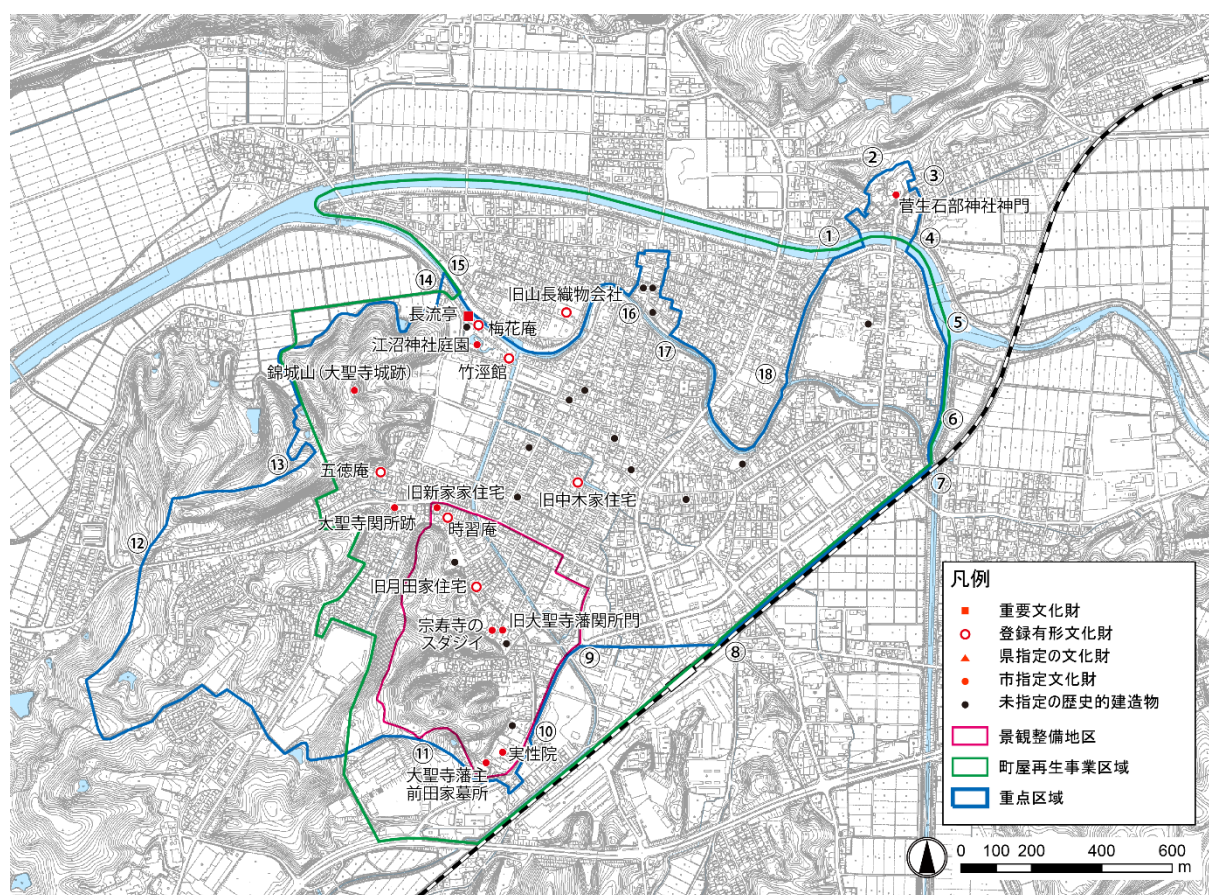
3. 重点区域の位置及び区域

重点区域は、加賀市の維持向上すべき歴史的風致のなかでも、代表的な祭事である桜まつりや十萬石まつりが行われる区域であるとともに、城下町時代の町割や歴史的建造物がよく残っている区域、そして重要文化財の江沼神社長流亭を中心とする区域を対象としている。

また、歴史的な建造物を保全するため、平成18年（2006）に策定した大聖寺地区の「町屋再生計画」の補助対象区域、平成23年（2011）に策定した「加賀市景観計画」で山ノ下寺院群周辺の景観整備地区区域（区域の指定は平成11年（1999））を定めており、2つの区域と上記の市の重要な歴史的風致の活動が重なる範囲を基本とする。

重点区域の名称 城下町大聖寺区域

重点区域の面積 約205ha



重点区域の範囲

区域の境界

①～②	大聖寺岡町と大聖寺藤ノ木町の町界
②～③	菅生石部神社の敷地境界
③～④	大聖寺天神下町と大聖寺敷地の町界
④～⑤	大聖寺川
⑤～⑥	大聖寺永町と南郷町の町界
⑥～⑦	大聖寺菅生と南郷町の町界
⑦～⑧	J R 北陸本線
⑧～⑨	大聖寺南町・大聖寺地方町と熊坂町の町界
⑨～⑩	市道南町熊坂線
⑩～⑪	大聖寺下屋敷町と熊坂町の町界
⑪～⑫	大聖寺地方町と熊坂町・大聖寺白望台・大聖寺錦城ヶ丘町の町界
⑫～⑬	大聖寺錦町と大聖寺錦城ヶ丘町の町界
⑬～⑭	大聖寺地方町と大聖寺荻生町の町界
⑭～⑮	大聖寺八間道と大聖寺荻生町の町界
⑮～⑯	旧大聖寺川
⑯～⑰	大聖寺新町と大聖寺北片原町・大聖寺新川町・大聖寺相生町・大聖寺松ヶ根町、大聖寺耳聞山町の町界
⑰～⑱	旧大聖寺川
⑱～①	大聖寺永町と大聖寺耳聞山町・大聖寺亀町・大聖寺耳聞山仲町・大聖寺大名竹町の町界

4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的建造物や町並みの保存・活用とその周辺環境の整備が進展し、それぞれの区域の個性と魅力がより高まり、重点区域の歴史や伝統が広く市民に再認識され、郷土に対する誇りと愛着が生まれることを期待する。これにより、祭礼行事など、地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことが見込まれる。

また、加賀市固有の魅力が向上することにより、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、加賀市の知名度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては加賀市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待される。

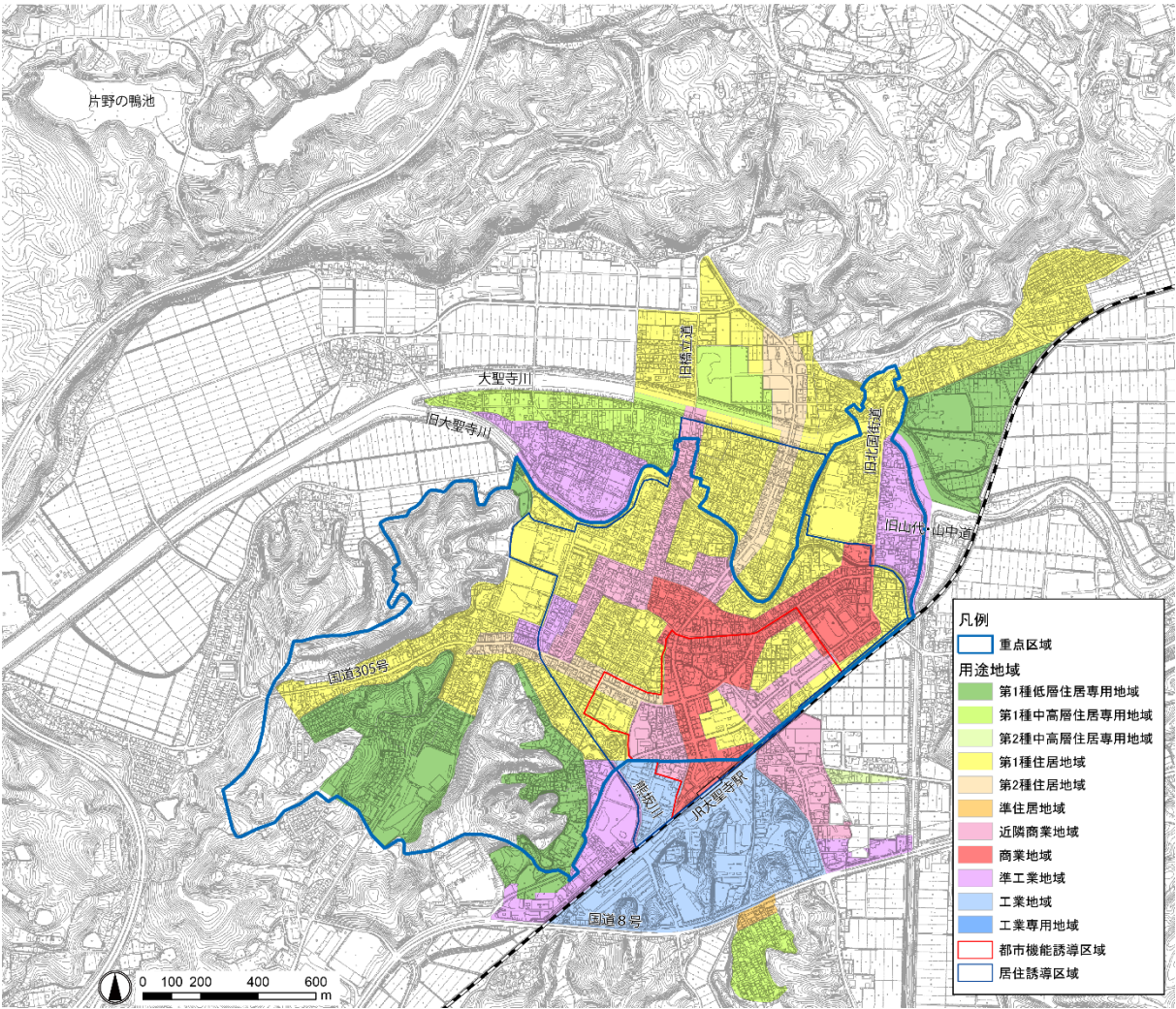
5. 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画・立地適正化計画との連携

加賀市の都市計画は、行政区域である 14,619 ヘクタールが都市計画区域となっており、区域区分（線引き）は行われていないが、用途地域が 1,396 ヘクタール指定されている。また、持続可能な都市づくりの推進のため「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」が実現できるよう、平成 31 年（2019）に立地適正化計画が策定され、大聖寺・山代・片山津・作見・山中地区に都市機能誘導区域が指定され、都市機能誘導区域が 137 ヘクタール、居住誘導区域が 388 ヘクタールである。なお、大聖寺地区においては、都市機能誘導区域が 30 ヘクタール、居住誘導区域が 107 ヘクタールである。

重点区域を含む大聖寺地区の中心市街地は、城下町として約 400 年の歴史を持つ地域で、諸街道が交わる交通の要所でもあったことから、盛んに文物の往来があり、大聖寺藩主の前田家の意向で寺院が集められたことから、商家が集積し寺院群が構築された。明治期以降は加賀市の中心部として商業施設や市役所や図書館等の公共施設が立地し、現在は商業系の用途地域が多くみられ、人々の交流の場となっている。

今後は、歴史的風致と調和した都市機能の充実を図りながら、市民協働の景観づくりを行うとともに、立地適正化計画に従い、まちなか居住や地域の安心安全を支えるコミュニティの維持に取り組んでいく。



重点区域の都市計画図

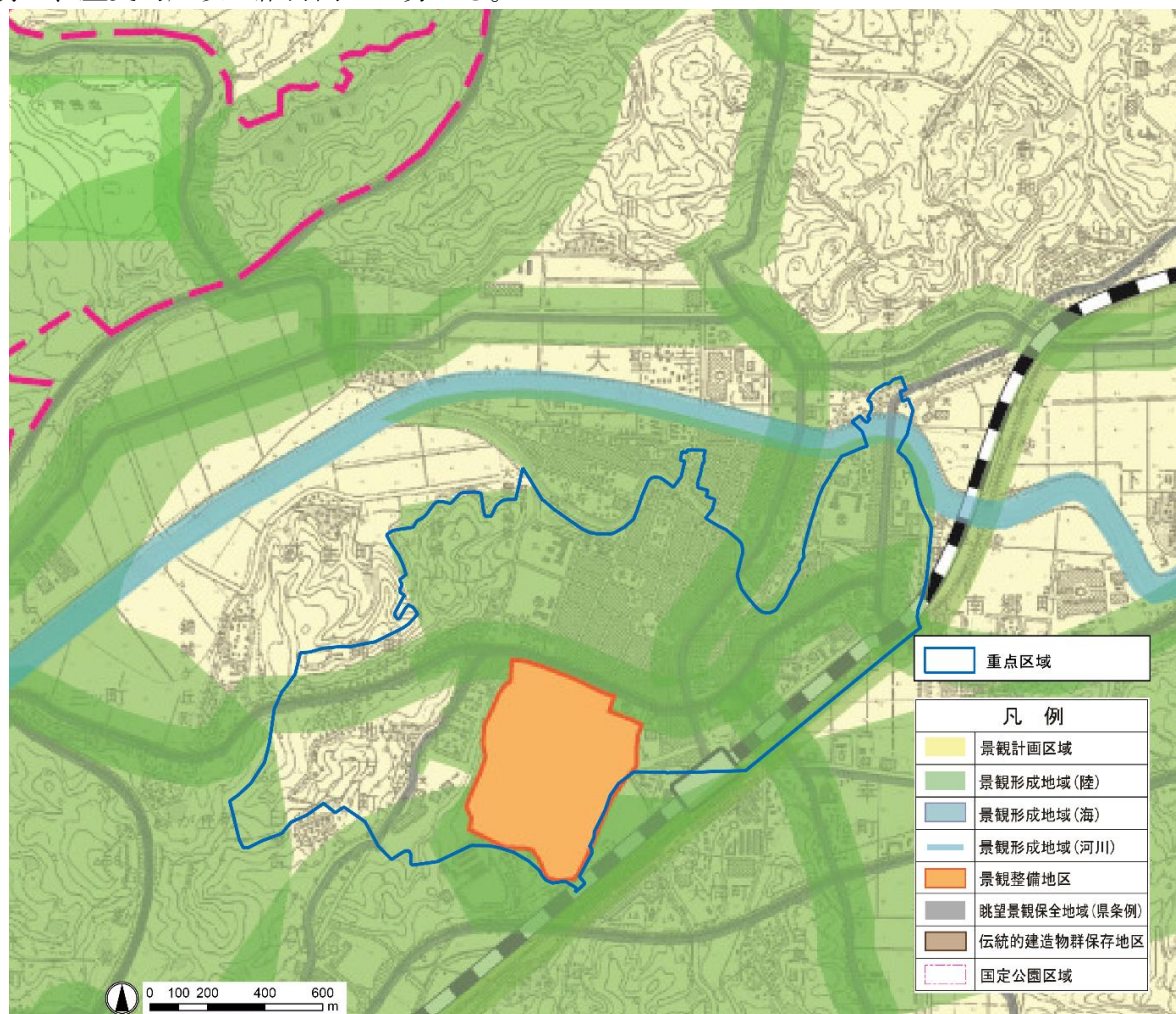
（２）加賀市景観計画との連携

本市では、旧加賀市、旧山中町それぞれ独自の景観条例を定めていたが合併を契機として平成20年（2008）に「加賀市ふるさと景観条例」を制定し、景観の魅力向上に努めてきた。また、平成16年（2004）に制定された景観に関する総合的な法律である景観法に基づき、景観行政団体になっている。このようななか、平成23年（2011）に景観法に基づいた「加賀市景観計画」を策定し、市民・事業者・市の協働による総合的な景観形成を進めている。

加賀市景観計画では、加賀市全域を「景観計画区域」とし、景観まちづくりの基本目標や基本方針及び市のコミュニティの単位に合わせた20ゾーン別の景観形成の方針のもと、届出勧告制度による大規模な建築物の行為制限、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針等を定めている。

開発行為を規制する考え方として、市全体を対象とした景観形成として「景観計画区域」、主要幹線道路、鉄道、河川、駅等の景観形成上重要な地域として「景観形成地域」、また、市民主体による景観形成として「景観整備地区」（地域住民の意識の高まりに応じて市民自らが定めた区域等）があり、2段階で規制誘導を進めている。

加賀市の歴史的風致は市内各所に広がっていることから、事業展開に併せて景観計画と連携し、歴史的風致の維持向上に努める。



重点区域の景観区域

加賀市景観計画の区域区分

区 域	加賀市景観計画								
景観計画区域	市全域								
景観形成地域	道路・河川・鉄道など軸状の景観や、温泉街、大聖寺地区、加賀温泉駅周辺の面的な景観については、加賀市の景観形成上重要な地域として、景観の誘導を図る地域を指定する。								
	1. いしかわ景観総合計画（石川県）								
	景観形成重要エリア指定範囲								
	<table><tr><td>①海岸景観系</td><td>陸域：汀線から 500m 海域：汀線から 1km</td></tr><tr><td>②沿道景観系</td><td>●北陸自動車道沿道エリア ：道路境界線から両側 500m （ただし、海域は除く） ●国道 8 号及び小松空港周辺エリア ：道路境界線から両側 500m</td></tr><tr><td>③沿道景観系</td><td>●加賀温泉郷エリアのうち道路沿線 ：道路境界線から両側 100m</td></tr><tr><td>④加賀温泉郷エリア</td><td>●片山津温泉、山代温泉、山中温泉の範囲 ：道路沿道を除く</td></tr></table>	①海岸景観系	陸域：汀線から 500m 海域：汀線から 1km	②沿道景観系	●北陸自動車道沿道エリア ：道路境界線から両側 500m （ただし、海域は除く） ●国道 8 号及び小松空港周辺エリア ：道路境界線から両側 500m	③沿道景観系	●加賀温泉郷エリアのうち道路沿線 ：道路境界線から両側 100m	④加賀温泉郷エリア	●片山津温泉、山代温泉、山中温泉の範囲 ：道路沿道を除く
	①海岸景観系	陸域：汀線から 500m 海域：汀線から 1km							
	②沿道景観系	●北陸自動車道沿道エリア ：道路境界線から両側 500m （ただし、海域は除く） ●国道 8 号及び小松空港周辺エリア ：道路境界線から両側 500m							
	③沿道景観系	●加賀温泉郷エリアのうち道路沿線 ：道路境界線から両側 100m							
	④加賀温泉郷エリア	●片山津温泉、山代温泉、山中温泉の範囲 ：道路沿道を除く							
	2. 加賀市景観計画として追加する範囲								
	①道路（道路境界線から両側 50m） ・国道 364 号、国道 305 号 ・（主）小松山中線、橋立港線、山中伊切線、小松加賀線、加賀インター線 ・（一）小塩潮津線、深田片野下福田線、上木中町線、荒木田原町線、水田丸黒瀬線、動橋山代線、串加賀線 ・南加賀道路 ・内・外環状道路の一部市道及び横断道路の一部市道								
②河川（河川境界線から両側 50m） ・大聖寺川（我谷ダム下流） ・動橋川（大土町下流）									
③ＪＲ北陸本線沿線（鉄道境界線から山側 50m）									
④その他エリア：大聖寺地区、作見地区									
⑤加賀東谷地区（荒谷町・今立町・大土町・杉水町） ・加賀市加賀東谷地区伝統的建造物群保存地区の周囲 100m ・（一）我谷今立塔尾線（東谷地区（荒谷町・今立町・大土町・杉水町））の道路境界及び動橋川河川境界から両側 100m（荒谷～大土） ・今立町から杉水峠、杉水町に至る古道両側 100m ・古道及び（一）我谷今立塔尾線に囲まれるエリア									
⑥「加賀海岸地域の文化的景観」地区 ・塩屋町の全域、大聖寺瀬越町の一部、大聖寺上木町の全域、大聖寺下福田町の一部、片野町の一部、吉崎町の一部、永井町の一部、三木町の一部									
景観整備地区	加賀市ふるさと景観条例において指定されている従来の景観整備地区については景観計画の景観整備地区へ移行する。 ①橋立 ②大聖寺 ③山中温泉南町 ④山中温泉湯の出町 ⑤山中温泉湯の本町 ⑥山中温泉宮の杜 ⑦山代温泉湯の曲輪 ⑧山中温泉こおろぎ町								

【大聖寺景観整備地区 景観形成基準】

【一般建造物】

種 別			景 観 形 成 基 準
建 築 物	高 さ		寺院群と調和を図る純和風造りとするため原則として2階建て以下とする。
	屋 根	形 式	切妻、入母屋、寄棟屋根を基調とする。
		勾 配	3 寸 5 分から5寸5分の範囲とし、4 寸 5 分を基本とする。
		材 料	日本瓦とし、原則として古代赤瓦（歴史的赤茶色粘土瓦）とする。
	壁 面	位 置	建物の壁面は軒の出を配慮して、道路境界線から 1.0m以上離すこととする。
		材 料	木製板張り、漆喰塗りを基本とする。
		色 彩	周辺の景観と調和した、落ち着いた色調とする。
		樋	瓦と同系色の塩化ビニール又は、銅製もしくは同等品とする。
		窓・格子	木製又は木調、こげ茶色、黒系色アルミ製とする。
		雨戸・戸袋 ・網戸	
	車庫	壁 面	木製板張り、漆喰塗りを基本とする。
	その他	玄 関	木製又は木調、こげ茶色、黒系色アルミ製とする。
		アプローチ	石貼り又は、豆砂利洗出し等を基調とする。
		シャッター ー・引き戸	木製又はこげ茶色もしくは黒系色アルミ製とする。
工 作 物	垣等	垣・柵・塀	土塀、板塀、石塀、生垣、竹垣とする。
		門	木製屋根付きとする。
	土 留		石積み又は、表面を石貼り仕上げとする。
	設備・機械		原則として道路に面して設置しない。やむをえず設置する場合は、格子等で目隠しをする。
その他	敷地の緑化		既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める。
	駐 車 場		外部から車が直接見えない工夫をする。

◆景観計画に基づかない基準

種 別		景 観 形 成 基 準
太陽光発電 設備等	配 置	山ノ下通線、熊坂川（区域図参照）から認識できる場所には設置しないよう努める。
	形態意匠	建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。
工作物	広告物	寺院群の景観と調和を図る。
その他	自動販売機	周辺景観との調和に考慮し、建築物等と一体的になるよう努める。屋外に設置する場合は、外装色を JIS Z8721 による 5Y 7.5/1.5 とする。

【緩和地区】国道305号線沿線に面している区域に適用

種 別			景 観 形 成 基 準
建 築 物	高 さ		地区内の景観を著しく阻害しない高さにすることができる。
	屋 根	形 式	勾配屋根風（かざり屋根）の意匠にすることができる。
		材 料	日本瓦とし、原則として古代赤瓦（歴史的赤茶色粘土瓦）とするが純和風感を損なわない色調とすることができる。
		勾 配	－
	壁 面	位 置	地区内の景観を著しく阻害しない位置とすることができる。
		材 料	地区内の景観と調和し違和感のないものにすることができる。
		色 彩	周囲の景観と調和した落ち着いた色調とする。
		樋	瓦と同系色の塩化ビニール又は、銅製もしくは同等品とする。
		窓・格子	木製又は木調、こげ茶色、黒系色アルミ製とする。
		雨戸・戸袋 ・網戸	
	出 入 口	玄関戸	地区内の景観を著しく阻害しない意匠にすることができる。
		アプローチ 等	地区内の景観を著しく阻害しない意匠にすることができる。
		シャッター ー・引き戸	地区内の景観を著しく阻害しない意匠にすることができる。
車 庫	屋 根	形 式	勾配屋根風（かざり屋根）の意匠にすることができる
		材 料	日本瓦とし、原則として歴史的赤茶色粘土瓦とするが純和風感を損なわない色調とすることができる。
	壁 面	材 料	地区内の景観と調和し違和感のないものにすることができる
		色 彩	周囲の景観と調和した落ち着いた色調とする

第4章 重点区域の位置及び区域

工作物	垣等	垣・柵・塀	地区内の景観を著しく阻害しない意匠にすることができる。
		門	地区内の景観を著しく阻害しない意匠にすることができる。
工作物	土留		地区内の景観を著しく阻害しない意匠にすることができる。
	設備・機械		原則として道路に面して設置しない。やむをえず設置する場合は、格子等で目隠しをする。
その他	敷地の緑化		既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める。
	駐車場		—

◆景観計画に基づかない基準

種 別		景 観 形 成 基 準
工作物	広告物	寺院群の景観と調和を図る。
その他	自動販売機	周辺景観との調和に考慮し、建築物等と一体的になるよう努める。屋外に設置する場合は、外装色を JIS Z8721 による 5Y 7.5/1.5 とする。

(3) いしかわ景観総合計画との連携

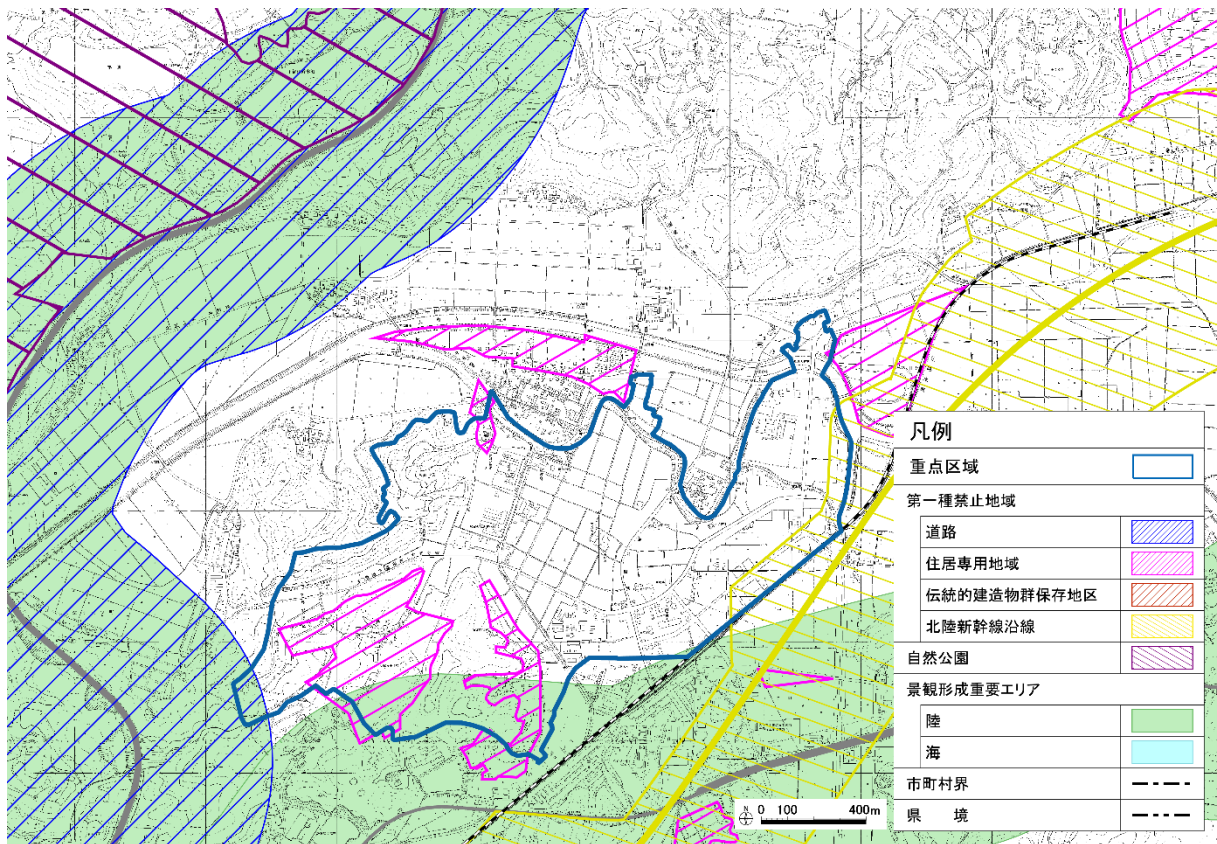
【屋外広告物の表示等に関する方針】

良好な景観の形成を図るためには、屋外広告物の規模・位置・色彩等について、周辺の景観と調和した適正な誘導が必要である。このため、県土全体を対象とした「いしかわ景観総合条例」では、屋外広告物の禁止区域や禁止物件、許可の基準、手続きなどを定め、県・市・市民・事業者が連携し、加賀市の景観と調和した屋外広告物の表示、掲出に努める。

【いしかわ景観総合条例に基づく屋外広告物表示の基本要件】

項目	要件
良好な景観等への配慮	1 良好な景観等及び風致を損なわず、周囲の良好な景観等に適した意匠及び色彩を有するものであること。 2 夜間を対象とするものであっても、昼間の良好な景観等を損なわないものであること。 3 広告物の裏面又は側面の不体裁な支柱、支杵等が露出しないこと。 4 発光式及び反射式の素材をできる限り使用しないこと。
設置数及び設置場所	1 意匠及び広告内容が同一であり、かつ、広告主が同一である広告物等を狭い区域に集中して表示し、又は設置してはならないこと。 2 道路に沿い多数連続的に表示し、又は設置してはならないこと。ただし、売出し広告又は祭礼等の一時的な広告物等については、この限りでない。

大きさ及び高さ	1 表示の大きさは、効果の限度において、できる限り小さくすること。 2 高さは、効果の限度において、できる限り低くすること。
色彩	1 広告物等の地色は、けばけばしい色彩を避け、広告物等に使用する色の数もできる限り少なくすること。 2 附属物の着色は、広告物等と調和するとともに、施工も粗雑にならないこと。
ネオンサイン又は電光表示装置の利用	ネオンサイン又は電光表示装置を使用する場合は、周囲の良好な景観等への配慮に努め、点滅の速度及び表示の切り替えをできる限り穏やかにすること。
安全性	構造が安全であり、かつ、その形状及び意匠が構造物として安定感を与えること。
交通安全への配慮	1 交通信号機の背面では、赤色、黄色及び青色の照明を使用しないこと。 2 広告物等は視野を妨げるものであってはならず、道路交通の安全に支障を及ぼすおそれがないものであること。 3 道路を占用して設置する広告物等にあつては、道路占用の許可及び道路使用の許可を受けていること。



重点区域の屋外広告物規制区域図